(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

 改 正 後
 改 正 前

法第33条《譲渡所得》関係

(財産分与による資産の移転)

33—1の4 民法第 768 条 《財産分与》 (同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含す。) の規定・・・・・。

(注) 1 · · · · · 。

2

(物納の撤回に係る資産を譲渡した場合)

- 33—16 相続税法<u>第46条第1項</u>《物納の撤回》の規定により物納の撤回の承認を受けた資産を他に譲渡した場合における各種所得の金額の計算については、当該承認を受けた者が<u>同法第43条第2項</u>の規定により相続税の納付があったものとされた日前から引き続き所有していたものとする。この場合、当該資産の取得費の計算については、次によるものとする。
 - (1) 物納の撤回の承認を受けた者が同法第46条第9項《国が支出した有益費の納付》の規定により有益費の額に相当する金銭を納付した場合には、・・・・。
- (2)

法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係

(分与財産の取得費)

38—6 民法第 768 条 <u>《財産分与》</u> (同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含む。) の規定・・・・。

法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計 算の特例》関係

法第33条《譲渡所得》関係

(財産分与による資産の移転)

33—1の4 民法第 768 条 <u>《財産分与の請求》</u> (同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含む。) の規定・・・・・。

(注) 1 ・・・・。

2

(物納の撤回に係る資産を譲渡した場合)

- **33—16** 相続税法<u>第43条第5項</u>《物納の撤回》の規定により物納の撤回の承認を受けた資産を他に譲渡した場合における各種所得の金額の計算については、当該承認を受けた者が<u>同条第2項</u>の規定により相続税の納付があったものとされた日前から引き続き所有していたものとする。この場合、当該資産の取得費の計算については、次によるものとする。
- (1) 物納の撤回の承認を受けた者が<u>相続税法施行令第19条の4第6項</u>《国が支出した有益費の納付》の規定により有益費の額に相当する金銭を納付した場合には、・・・・・。
- (2) • • •

法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係

(分与財産の取得費)

38—6 民法第 768 条 《財産分与の請求》 (同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含む。) の規定・・・・・。

法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計 算の特例》関係

— 15 **–**

改正後

(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)

64-3の2・・・・・第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定(64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。)と法第64条の規定の適用を受ける場合には、まず、買換え等の規定を適用し、次に同条の規定を適用するのであるから留意する。

(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)

64-3の2・・・・・第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定(64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。)と法第64条の規定の適用を受ける場合には、まず、買換え等の規定を適用し、次に同条の規定を適用するのであるから留意する。